【機密性２】

事務総局会議（第３２回）議事録	
日時	令和７年１２月９日（火）午前１０時００分 ～ 午前１０時１５分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、恒光刑事局第二課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	１　電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程について 清藤総務局長説明（資料第１） ２　民事訴訟法その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件に関する委任について 清藤総務局長説明（資料第２） ３　「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について 清藤総務局長説明（資料第３）
結果	◎　裁判官会議付議　１、２、３
秘書課長　福島　直之	

◎最高裁判所規程第●●号

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最高裁判所

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程

（趣旨）

第一条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存については、事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規程で「事件記録」とは、別表の上欄に掲げる事件及び再審事件の記録をいう。

2　この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。

（保存裁判所）

第三条　事件記録は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2　再審事件の事件記録は、不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所で保存する。

（保存期間）

第四条　事件記録の保存期間は、十年とする。ただし、事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、同欄に定める保存期間とする。

2　前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

（督促事件等の特例）

第五条　最高裁判所は、必要があるときは、督促事件及び付随事件の事件記録の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

（保存の方法）

第六条　事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録の内容を明らかにするため必要な電磁的記録及び書類は、当該別表の下欄に掲げる電磁的記録とともに保存しなければならない。

2　事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録は、当該裁判、電子調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を明らかにして保存しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、事件記録を保存する方法は、最高裁判所が定める。

（廃棄）

第七条　保存期間が満了した事件記録は、事件記録等の特別保存に関する規則第三条本文の規定により特別保存に付する認定を行ったものを除いて廃棄する。

2　廃棄は、裁判所の長の認可を受け、首席書記官（最高裁判所にあっては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあっては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判

所にあっては監督地方裁判所の首席書記官）の指示を受けてしなければならない。

（保存期間の延長）

第八条　事件記録で特別の事由により保存期間満了の後も保存の必要があるものは、その事由のある間保存期間を延長しなければならない。

（内閣総理大臣への移管）

第九条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十四条第一項の規定に基づく協議による定め（同法附則第三条の規定により同法第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第二条第六項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた事件記録は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

2　前項の事件記録は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附　則

1　この規程は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

2　この規程は、第一条の事件のうち、次に掲げる事件について適用する。

一　訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。次号において同じ。）であってこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）

二　施行日前に提起された訴えに係る事件についての裁判に対する再審事件であって、施行日以後に不服申立てがされるもの

3　この規程は、前項第二号に規定する再審事件の不服申立ての対象となった裁判がされた事件については

適用しない。

4　附則第二項に規定する事件については、事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の規定は、適用しない。

最高裁判所長官　今崎幸彦

別表（第二条、第四条関係）

	事件の種類	事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間
一	和解事件	三十年
二	督促事件	確定判決と同一の効力を有する電子支払督促　三十年
三	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件（法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判がされたものを含む。） 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を除く。）	電子判決書（民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書を含む。） 上訴審における事件を終局させる電子決定書又は電子命令書（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十条の二の電子調書を含み、移送の決定に係るものを除く。）　五十年

		を含む。）	
四	人身保護事件		
五	民事雑事件	和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書	三十年
	行政雑事件	和解に代わる電子決定書（異議申立てにより効力を失ったものを除く。）	三十年
	人身保護雑事件		
		訴訟等の費用の額の確定の電子決定書及び電子処分書	三十年
		訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる電子決定書	三十年
		秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの電子決定書	三十年
		和解に係る電子調書（行政事件訴訟法（	

昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て事件又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て事件に係るものに限る。）	三十年
その性質に反しない限り民事訴訟法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に掲げる和解に係る電子調書の定めのないものの和解に係る電子調書	三十年
六	

備考　再審事件の事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間は、不服申立ての対象となった裁判がされた各事件の下欄に定めるところによる。

理　由

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存等に関する取扱いについて所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事務総局会議資料第２
（１２月９日開催）

民事訴訟法その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件に関する委任

民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件（電磁的記録により事件記録を構成する事件に限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）の施行の日前に督促オンラインシステムにより申し立てられた事件を除く。）に関する下記の事項については、最高裁判所事務総長に委任する。

記

1　事件の受付及び分配、手数料の納付、申立ての手数料として提出された収入印紙の管理並びに提出された郵便切手の管理に関する事項

2　事件記録の管理及び管理の引継ぎ、民事訴訟法その他の法令の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録した後の書面等の取扱い並びに事件に関する電磁的記録又は書類で事件記録とすることを要しないものの取扱いに関する事項

3　事件の係属中及び終局時の事件管理システム（裁判所職員が事件の管理のために用いる情報システムをいう。）への事件の管理に関する事項の記録に関する事項

4　電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程第５条及び第６条第３項において最高裁判所が定めることとされている事項

5　裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和３７年最高

裁判所規程第３号）附則第３項において最高裁判所が指示することとされている事項

6　事件関係の帳簿及び諸票の備付け等に関する事項

7　電子調書の記録事項及び記録方法に関する事項

事務総局会議資料第３
（１２月９日開催）

機密性２

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」を別紙のとおり改正する。

以　上

（別　紙）

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について

記第９の１中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同２の表第６の１の（１）のアの項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

付　記

この改正は、令和８年２月１日から実施する。

【機密性２】

事務総局会議（第３１回）議事録	
日時	令和７年１２月２日（火）午前１０時００分 ～ 午前１０時２３分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、川瀬刑事局第一課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	１　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則に規定する最高裁判所が定める事項等及び民事訴訟規則及び民事訴訟費用等に関する規則に規定する最高裁判所が定める技術的基準について 福田民事局長説明（資料第１） ２　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則及び関連する議決について 福田民事局長説明（資料第２） ３　民事訴訟法第１３２条の１０第１項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示の廃止について 福田民事局長説明（資料第３） ４　刑事規則制定諮問委員会に対する刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定の諮問について 川瀬刑事局第一課長説明（資料第４）
結果	◎　裁判官会議付議　１、２、３、４
秘書課長　　福　島　直　之	

事務総局会議資料第１
（１２月２日開催）

機密性２

資料１

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則に規定する最高裁判所が定める事項等に関する議決事項案

１　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和６年最高裁判所規則第１５号）第１条第１項第５号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第２項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第２条第１項に規定する最高裁判所が定める者は、別紙のとおりとする。

２　別紙第２条各号列記以外の部分に規定する「最高裁判所が適当と認める方法」に関する事項は、最高裁判所事務総長の決裁をもって定める。

（別紙）

最高裁判所告示第●●号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を次のとおり定めたので、告示する。

令和●年●月●日

最高裁判所

第一条　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号。以下「規則」という。）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項は、規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人番号（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第四項第二号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものの代表者又は管理人である場合にあっては、当該法人番号とする。

第二条　規則第一条第二項に規定する最高裁判所が定める方法は、次に掲げるいずれかの方法その他最高裁

判所が適当と認める方法とする。

一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類等（当該届出の日において有効なものに限る。）を裁判所の職員に提示する方法

イ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が自然人である場合　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書等、官公署、独立行政法人、特殊法人若しくは地方独立行政法人の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもの又は日本国政府の承認した外国政府若しくは権限のある国際機関の発行した書類で写真を貼り付けたもののうち、いずれかの書類（当該書類に当該者の住所が記載されていないときにあっては、当該書類

及び当該者の住民票の写し）

ロ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の代表者又は管理人である場合　当該法人等の代表者又は管理人に係るイに掲げる書類のいずれか及び当該法人等の登記事項証明書その他の当該届出を行う者が当該法人等の代表者又は管理者であることを明らかにする資料（当該者の住所が記載されているものに限る。）

二　次に掲げる書類を裁判所に送付する方法

イ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者（法人等にあっては、当該法人等の代表者又は管理人）が押印した届出書

ロ　イの書面に押印した印鑑に関する証明書（イの届出を行う者が自然人である場合にあっては住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限り、イの届出を行う者が法人等の代表者又は管理人である場合にあっては登記官が作成するもの

に限る。）

三　規則第二条第一項に規定する弁護士等がその業務として規則第一条第一項の規定による届出を行う場合にあっては、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会又は日本弁理士会の発行する身分証明書（当該届出の日において有効なものに限る。）の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

四　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が国若しくは地方公共団体（以下「国等」という。）の代表者である場合、国等の機関（当該機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の代表者）である場合又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一第一項第二号若しくは第三号に掲げる者である場合にあっては、当該届出を行う者が行政機関の長その他の公務員の職にあることを証明する書面の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

第三条　規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者は、弁理士とする。

別表（第二条関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、

航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書、精神障害者保健福祉手帳

民事訴訟規則及び民事訴訟費用等に関する規則に規定する最高裁判所が定める技術的基準に関する議決事項案

令和６年最高裁判所規則第１４号による改正後の民事訴訟規則（平成８年最高裁判所規則第５号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和４６年最高裁判所規則第５号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準は、別紙のとおりとする。

（別紙）

最高裁判所告示第●●号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を次のとおり定めたので、告示する。

令和●年●月●日

最高裁判所

次に掲げる規定に規定する者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、裁判所の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

一　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号。以下「改正規則」という。）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条第三項、第四十六条第一項、第五十二条の十第一項及び第二項、第百五条の三、第百三十一条第二項第二号、第百三十五条の二並びに第百四十三条第三項

二　改正規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）附則第

十条第一項及び第二項

機密性２

資料２

理　由

民事訴訟法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正前の民事訴訟法第百三十二条の十第一項から委任を受けて制定された民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則に関する議決事項案

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則は、別紙のとおりとする。

（別紙）

最高裁判所告示第●号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）の廃止に伴い、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則が最高裁判所により次のように定められたので、同規則第七条に基づき告示する。

令和●年●月●●日

最高裁判所長官　今崎幸彦

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則（令和四年最高裁判所告示第一号）は、廃止する。

附　則

この細則は、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（令和●年最高裁判所規則第●号）の施行の日から施行する。

事務総局会議資料第３
（１２月２日開催）

機密性２　　資料

民事訴訟法第１３２条の１０第１項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示を廃止する告示に関する議決事項案

民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第１３２条の１０第１項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示は、別紙のとおり全て廃止する。

（別紙）

最高裁判所告示第●号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和●年●月●●日

最高裁判所長官　今崎幸彦

一　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第三号）

二　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第四号）

三　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第七号）

四　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第二号）

五　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第三号）

六　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第五号）

七　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和七年最高裁判所告示第二号）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう

。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であってこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正前の民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述については、この告示の本則の規定による廃止前の旧告示の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

事務総局会議資料第４
（１２月２日開催）
機密性２

（配付資料）

（令和７．１２．１７）

刑事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第３９号。ただし、同法附則第１条ただし書各号に掲げる規定を除く。）の施行に伴う刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について

【機密性２】

事務総局会議（第３３回）議事録	
日時	令和７年１２月１６日（火）午前１０時００分 ～ 午前１０時２５分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、川瀬刑事局第一課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、手嶋司法研修所長、西岡経理局主計課長
議事	１　令和８年度裁判所所管予算について 染谷経理局長説明（資料第１） ２　令和８年度執務機構の整備について 坂口審議官から、８月２６日に説明したとおり整備することとなった旨説明 ３　令和８年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 清藤総務局長説明（資料第２） ４　令和８年の夏期における司法行政事務の取扱いについて 福島秘書課長説明（資料第３） ５　常置委員について 福島秘書課長説明（資料第４） ６　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則及び関連する議決について 清藤総務局長説明（資料第５）
結果	◎　裁判官会議付議　１、３、４、５、６ ◎　報告　２
秘書課長　　福島　直之	

事務総局会議資料第１
（１２月１６日開催）

資料１

令和8年度予算案について

（単位：百万円）

令和7年度 当初予算額	令和8年度 予算見込額	比較増△減額	増△減率
335,192	349,474	14,281	4.3%

（単位：百万円）

	令和7年度 当初予算額	令和7年度 補正予算見込額	令和8年度 予算見込額
1. 裁判事務処理態勢の充実	**18,201**	**15,748**	**23,915**
○ **裁判手続等のデジタル化関連経費**	12,554	15,748	17,948
◇ 民事訴訟手続のデジタル化	4,849	1,270	8,973
◇ 刑事手続のデジタル化	2,232	8,028	3,806
◇ 民事非訟・家事事件手続のデジタル化	5,002	5,243	4,521
◇ 司法行政のデジタル化	471	1,207	647
○ **家庭裁判所の充実強化関連経費**	5,648	－	5,968
2. 裁判所施設の整備	**14,001**	**4,415**	**12,011**
○ 裁判所施設の新営等			

3. 定員関係

○ **増員** **12人**

家裁調査官	10人
事　務　官	2人

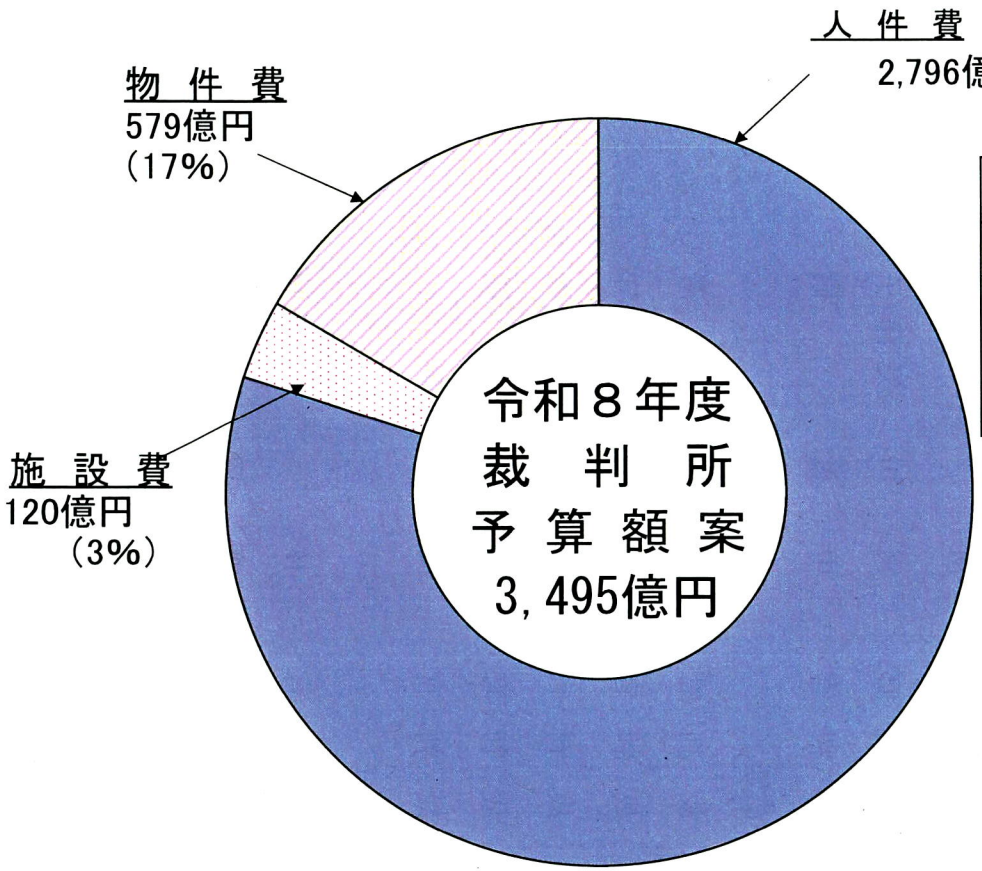
※定員合理化等：

技能労務職員	18人
事務官等	48人（速記官から家裁調査官への振替10人を含む）
医療職	72人

（注）四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

資料２

一 般 経 費 の 内 訳



（単位：億円）

	7年度 予算額	8年度 予算額案	増△減額
人件費	2,711	2,796	85
物件費	501	579	78
施設費	140	120	△ 20
合計	3,352	3,495	143

（注）四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

事務総局会議資料第２
（１２月１６日開催）

【機密性２】
【総局会議配布資料】

令和８年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について

令和８年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第１　裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	安浪亮介
裁判官	岡正晶
裁判官	堺徹
裁判官	宮川美津子
裁判官	中村慎

第二小法廷

裁判官	今崎幸彦
裁判官	三浦守
裁判官	岡村和美
裁判官	尾島明
裁判官	高須順一

第三小法廷

裁判官	林道晴
裁判官	渡辺惠理子
裁判官	石兼公博
裁判官	平木正洋
裁判官	沖野眞已

第２　裁判官の代理順序

１　第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。

２　大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第３　裁判事務の分配

１　事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	１０
第二小法廷	９
第三小法廷	１０

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の２箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を２減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から１箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を２減ずる。

２　大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。

３　小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。

４　小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第２４条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

5　小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。

6　一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。

7　一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。

8　各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第４　開廷日割り

各法廷の開廷日割りは次のとおりとする。ただし、各法廷の裁判官の協議により、これと異なる曜日に開廷することができる。

大　法　廷	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第５　夏期における要急事件の分配等

1　夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。

2　別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

【機密性２】
【総局会議配布資料】

（別表）

要急事件分配期間		担当小法廷
民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件	
７月２１日（火）～７月３１日（金）		第１小法廷、第３小法廷
８月１日（土）～８月１０日（月）		第１小法廷
８月１１日（火）～８月２１日（金）		第２小法廷
８月２２日（土）～８月３１日（月）		第２小法廷、第３小法廷

事務総局会議資料第３
（１２月１６日開催）

【機密性２】
【配布資料】

（令和７．１２．１６秘書課）

令和８年の夏期における司法行政事務の取扱い

令和８年の夏期における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任されたものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
７月２１日　～　同月３１日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
８月　１日　～　同月１０日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
８月１１日　～　同月２１日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
８月２２日　～　同月３１日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官

事務総局会議資料第４
（１２月１６日開催）

【機密性２】

【配布資料】

（令和７．１２．１６秘書課）

常　置　委　員

令和８年１月１日から同年５月３１日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	宮　川　美津子	裁　判　官
第二小法廷	高　須　順　一	裁　判　官
第三小法廷	平　木　正　洋	裁　判　官

理　由

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行に伴い、民事裁判情報及び民事裁判関連情報を記録した電磁的記録の提供に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官会議議決事項（案）

次に掲げる事項については、最高裁判所事務総長に委任する。

1　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則第２条第１項第３号に規定する「その他最高裁判所が必要と認める事項」に関する事項

2　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第３条第２項に規定する民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置に関する事項